

令和7年度三宅町ローカルスタートアップ支援事業委託仕様書

1. 業務名

令和7年度三宅町ローカルスタートアップ支援事業

2. 背景・目的

近年、国の地方創生にかかる施策方針のほか、奈良県においては「奈良スタートアップ・プログラム」が公表され、スタートアップを取り巻く環境が大きく変化していく兆しを見せている。

また、三宅町の石見地区における新たなまちづくりにおいて、2030年度を目途に学生とスタートアップとの交流拠点の整備等が進められているところである。

このような流れを背景として、令和5年度、令和6年度には「スタートアップするならみやけ」の土壌を育み、地域から全国、ひいては世界へ飛び出す起業家を育成することを目的に、三宅町発の新規ビジネス創出にかかる支援等を行ってきた。

令和7年度においては、町民の各世代に起業を身近に感じてもらうことを目的とし、それぞれの得意分野やキャリア、空き家等の資産を用いて行うスモールビジネスにおいて、そのきっかけ作りから起業までの伴走支援を行う。また、起業する人をまわりが応援する機運を高め、本事業を通じて町民の意欲向上と、産業活性、地域活性を目指す。

3. 業務内容

三宅町が掲げる「ビジョン・ミッション・バリュー」、「みやけビジョン」、「第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第3期三宅町教育大綱」の内容を十分に理解し、業務を履行すること。

なお、この業務内容は、必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザル方式による業者選定において決定した受託者の企画提案により、あらためて調整するものとする。

(1) 起業スクールの開催

子育てや家事と両立しながらも、社会との接点を持ちたい、自分らしく働きたいという

想いを抱える人や、セカンドキャリアのあり方を模索している人など、町内の潜在的な起業候補人材を対象に、対話と実践の両面から心理的安全性とスキル獲得を支援し、自分の「好き」や「得意」を活かした小さな起業につなげるプログラムを提供する。

①企画

- ・日程等の調整、カリキュラム及びプログラムの企画・設計を行うこと。
- ・企画にあたっては、対象層のニーズに基づく構成とすること。
- ・プログラム構成は下記の4つを企画すること。

A. 対話会

- ・子連れでの参加を可とする。
- ・令和8年3月までに月1～2回、合計10回程度実施する。
- ・毎回、町内外で子育てと自己実現を両立しているロールモデルをゲストとして招聘し、多様な価値観と交流できる機会をつくる。

B. 勉強会

- ・起業に関心はあるが踏み出せていない層に向けて、起業の基礎的な知識と実践の視点を提供することを目的とする。
- ・開催期間は令和8年3月までに6回程度の開催を予定する。
- ・参加費は無料とする。
- ・講座内容に精通した専門家や実践者を講師として招聘する。

C. 個別相談・伴走支援

- ・起業に向けて具体的なアクションを起こしたいと考えるA、Bのプログラムを受講した希望者に対し、個別相談および継続的な伴走支援を実施する。
- ・対象者の状況に応じた柔軟な支援計画と面談（対面、オンライン）を設定する。
- ・講師選定にあたっては、地域での子育てや女性支援、起業支援の実績がある専門家を起用すること。

D. ビジネスアイデア検証・発表の場の提供

- ・起業準備段階にある参加者に対し、自らのビジネスアイデアを小規模に実践・検証

する場を提供することで、受講者がビジネスの第一歩を踏み出す機会を提供する。

- ・ 上記 A～C の受講者および町内事業者を対象とした地域マルシェを 1 回開催し、出展・販売・顧客対応などを通じてビジネス実践力を高める機会とする。

②運営

プログラム A～C（対話会、勉強会、個別相談・伴走支援）

- ・ 全プログラムのゲスト講師等との調整を含む当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・ ゲスト講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・ 必要に応じてスタッフの手配を行うこと。
- ・ 受講生の出欠状況を管理し、問合せには適切に対応すること。
- ・ 受講生等を対象としたアンケートを実施し、集計分析を行うこと。
- ・ 会場費、消耗品及びその他実施に係る経費の支払いを行うこと。
- ・ 講座の開催場所は、三宅町担当者と協議のうえ、適切な施設を選定すること。

プログラム D（ビジネスアイデア検証・発表の場の提供）

- ・ 各イベントの開催に必要な会場調整、備品手配、出展者対応、当日運営等を行うこと。
- ・ 会場設営、集客広報、出展者支援、経費精算など、マルシェ運営にかかる業務を担うこと。
- ・ イベント終了後にはアンケートを実施し、参加者・来場者の満足度や気づきを把握・分析すること。
- ・ イベントにかかる経費（会場費、資料作成費、備品購入費、消耗品購入費、運営人件費、講師謝金、広報費等）は予算の範囲内で負担すること。

（2）空き家活用プログラムの開催

三宅町に点在する空き家資源を活かし、地域事業創出を支援する起業講座を実施する。受講者は講座を通じて事業アイデアを磨き、希望者は最終的に空き家の貸主に対してプレゼンテーションを行う。

①企画

- ・ 講座は、受講者（借りる側）と空き家貸主（貸す側）双方に対して実施すること。
- ・ 対象者は「三宅町で空き家を活用した事業化意思がある者、または移住・定住希望者」とし、町内外に向けて募集を行うこと。
- ・ 講座回数は受講者向け 6 回（うち 1 回は成果発表）、貸主向け 2 回（うち 1 回は受講者向け講座と合同開催）を基本とする。
- ・ 空き家の実情理解、事業設計、マッチング、プレゼンテーションなど、空き家を通じた事業創出につながる内容を含むカリキュラムとすること。
- ・ 講師、事例提供者、ファシリテーター等の選定と手配を行うこと。
- ・ 受講者の参加動機と実践意欲を引き出すための仕掛けを検討すること。
- ・ 参加者募集は町の広報媒体や WEB 等を活用して周知を行うこと。
- ・ 本講座の趣旨に賛同し、聴講のみを希望する者も広く受け入れることとし、講座の一部については公開形式で開催すること。

②運営

- ・ 講座当日の進行管理、講師・参加者との調整を適切に行うこと。
- ・ ゲスト講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・ 必要に応じて運営スタッフを配置すること。
- ・ 出欠管理、問い合わせ対応を行い、円滑な運営を図ること。
- ・ 受講者および貸主に対してアンケート調査を実施し、講座内容の検証・改善に役立てること。
- ・ 講座は原則として町内の公共施設等で対面開催とする。
- ・ 講座実施にかかる経費（会場費、資料作成費、備品購入費、消耗品購入費、運営人件費、講師謝金、広報費等）は予算の範囲内で負担すること。

（３）町内中小企業向け 外部人材活用支援プログラムの開催

町内の中小企業や農業従事者に対し、スポットワーカーや起業家など多様な外部人材を柔軟に活用するための知識と仕組みづくりを支援する講座を実施する。業務の見える化や受け入れ体制の構築を通じて、人手不足の解消および地域経済の活性化を目指す。

①企画

- ・町内中小企業や農業従事者が外部人材を柔軟に活用できるよう、基礎知識の習得や実践的なワークを含む講座を令和7年度内に3回実施すること。
- ・講座は対面形式で実施し、1回あたり2時間程度の実施とする。
- ・業種や対象に応じてテーマを設定し、製造業や農業関係者にも配慮した内容、及び講座開催時間とすること。
- ・講師の選定・依頼、会場・資料準備等、実施に係る企画・調整を行うこと。
- ・受講者が自社における業務整理や人材受け入れ準備のヒントを得られるよう設計すること。

②運営

- ・当日の進行、講師対応、参加者の受付・管理、アンケートの実施を行うこと。
- ・ゲスト講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・講座の成果や参加者の声を収集し、今後の地域内事業支援の参考とすること。
- ・参加者募集は町の広報媒体、関係団体（商工会、農協等）との連携により実施すること。
- ・講座は原則として町内公共施設にて対面開催すること。
- ・講座実施にかかる経費（会場費、資料作成費、備品購入費、消耗品購入費、運営人件費、講師謝金、広報費等）は予算の範囲内で負担すること。